

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、当社のステークホルダー(株主、顧客、取引先、従業員等)に対する社会的責任を認識し、その責任を果たす為に最大限努力することが、企業活動を展開するうえで最も基本的かつ重要な行動基準であると考えており、社会における企業の責任として公正な企業活動を行うことを重要課題として認識しております。このような考え方に基づき、当社は監査役制度を導入しておりますが、経営に関する意思決定プロセスの透明性と正当性をより確実にするため、監査役3名を社外から登用しております。当社は、今後ともコーポレート・ガバナンスの更なる充実をはかり、社会に対する責任を果たしてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光通信	515,000	19.35
三浦浩之	250,860	9.42
津田真吾	130,060	4.89
佐藤充	128,060	4.81
大阪証券金融株式会社	100,500	3.78
ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト シンガポール カスト アセット メイン アカウント スクリブルス	91,900	3.45
クレディット スイス チューリッヒ	64,600	2.43
ゲインウェル セキュリティーズ カンパニー リミテッド A/Cクライアント	40,400	1.52
グローバルフィナンシャルグループ株式会社	40,000	1.50
株式会社fonfun	39,900	1.50

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 ヘラクレス
決算期	3月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	100人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特記事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 [更新](#)

当社は、企業統治体制として、社内取締役3名からなる取締役会、社外監査役3名からなる監査役会、常勤取締役と執行役員により構成される経営会議を設置しております。  
取締役会は、迅速・的確な経営判断を下すため必要最小限の取締役を登用しており、相互に監督を行うとともに、経営に関する意思決定プロセスの透明性と中立性を確保するため、監査役3名全員を社外から登用しております。  
また当社では、コーポレート・ガバナンスにおいて経営と執行の分担を明確にすることが重要であると認識しておりますが、経営方針と業務執行の方向が一致していることが必須の条件であり、経営会議を業務執行に関して取締役と執行役員とで協議する場として設置しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、清和監査法人に所属する算悦生氏と藤本亮氏の2名であります。会計監査業務に係る補助者の構成は監査法人の監査計画に基づき決定されております。具体的には公認会計士及び会計士補を主たる構成とし、その他補助者も加えて構成されております。監査役、会計監査人は各々の監査活動の効率化及び更なる質的向上に向けて監査時における相互協力体制を敷いている他、必要に応じて連絡・連携をとっております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、代表取締役の直轄部門として内部監査室1名が専任の担当者として内部監査業務にあたっております。常勤監査役は、内部監査室担当者とは適宜会合等の機会を設け相互に連絡・連携をとり、当社コンプライアンス体制の維持及び向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小出友理	他の会社の出身者								○	
土橋裕太	他の会社の出身者					○			○	
渡邊憲博	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
		海外勤務、留学経験もありグローバルな視点を持ってお

小出友理	独立役員であります。	り、また管理業務及び会計に関する知識や経験が豊富であるため、当社のコーポレートガバナンスのあり方とその運営状況、取締役の職務執行の監視及び監査の実施を行える人材であると判断し選任いたしました。当社と業務執行者等としての関係はなく、当社からは役員報酬のみであり、当社の主要株主でもなく、また近親者に同様の者も存在せず、その独立性に問題はないと認識し、独立役員として指定しております。
土橋裕太	——	同氏の、コンテンツ業界での経験及び見識、コンサルティング事業を営む会社役員としての専門的見地から、取締役の職務執行の監視に適していると判断し選任いたしました。
渡邊憲博	——	同氏の、ゲーム業界への見識及び会社経営者としての専門的見地から、取締役の職務執行の監視に適していると判断し選任いたしました。

#### その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

小出友理氏は、平成22年3月期開催の取締役会には、就任後13回すべてに出席し、また監査役会には、就任後9回すべてに出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。  
土橋裕太氏は、平成22年3月期開催の取締役会には、19回すべてに出席し、また監査役会には、12回すべてに出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。  
渡邊憲博氏は、平成22年3月期開催の取締役会には、就任後13回すべてに出席し、また監査役会には、就任後9回すべてに出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、当社取締役の当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的としたストックオプションの付与を実施しております。その総額及び個人別支給水準については、株価水準や資本政策の他、前年度業績水準及び公表予算達成度等を鑑み、他のステークホルダーへの全体的貢献も十分に考慮しながら決定しております。なお、平成21年11月16日付、取締役及び執行役員に対し、新株予約権を有償にて発行しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、当社の取締役、従業員の当社に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、また社外協力者の当社に対する参画意識を高めることを目的とし、ストックオプションの付与を実施しております。

### 【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況

全取締役の総額を開示

#### 該当項目に関する補足説明 更新

平成22年3月期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)における取締役(社外取締役含む)報酬は以下のとおりであります。  
取締役 6名 報酬総額 35,925千円

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、経営管理部が社外監査役のサポートにあたっており、社外監査役の業務が円滑に執行される体制をとっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社では、当社の業務執行に関し協議することを主な目的とし常勤取締役と執行役員により構成される経営会議を原則毎週1回開催しております。必要に応じ外部アドバイザーや従業員の出席を要請し、適正且つ公正な会議運営の実現を図っております。この会議の結果は、毎週議事録にて随時全監査役へ報告がなされており、監査役による監督機能の強化を図っております。また経営会議で取り上げられた経営上の重要事実においては取締役会において検討、決議しております。

取締役会は、定時取締役会として原則毎月1回開催される他、必要に応じ随時開催しております。監査役会は監査役全員を取締役会に出席させることにより、それぞれの立場で取締役会の決定の監督、監視を行っております。取締役会には当社顧問弁護士もオブザーバーとして出席し、特に法令順守の面から適宜、適切なアドバイスを行う体制をとっております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社では、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けた取り組みとして、適正且つ積極的なIR活動を通じた株主への働きかけを行うとともに、株主総会招集通知の作成を含む総会開催の準備作業の効率化を推進しております。また、招集通知については、ホームページへの掲載を行い、より多くの株主による総会参加と議決権行使の実現を図っております。決議通知につきましては、ホームページに掲載することにより、確認を容易にしております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、期末及び中間決算短信の発表後、5月下旬と11月下旬に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(URL: <a href="http://www.fonfun.co.jp/">http://www.fonfun.co.jp/</a> )において、プレスリリースあるいは決算短信を含む適時開示資料を掲載している他、アナリスト向け説明会/投資家向け説明会の資料等も適宜掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部によりIR業務を行っております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社のステークホルダーに対する社会的責任を認識し、その責任を果たす為に最大限の努力をすることが、企業活動を展開するうえで最も基本的且つ重要な行動基準だと考えております。当社はこのような行動基準の根幹を成すものとして「行動規範十則」を掲げております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

**更新** 当社は、内部統制システムを、当社役職員の職務の執行が、定量的・定性的な経営目標達成の為に法令及び定款に適合して行われることを確保するための体制と、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制として位置づけております。当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、企業価値の向上を図り、当社グループのステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員）の皆様にご貢献することを経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、また金融商品取引法に対応するための計画をとりまとめるなど、内部統制システムの充実に努めております。

(2) 当社は、監査役制度を採用しております。毎月開催される取締役会には、監査役全員が出席し、取締役会の決定の監督、監視を行うとともに、当社顧問弁護士もオブザーバーとして出席し、特に法令順守の面から適宜、適切なアドバイスを行う体制をとっております。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が責任者となり、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理しております。

(2) 保管及び管理の状況に関しては、定期的に検証し、必要に応じて見直し等を行っており、検証及び見直しの結果を、取締役会にて取締役及び監査役に報告しております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、代表取締役社長の下に、常勤取締役、常勤執行役員で組織する経営会議を設置し、全般的なリスク管理を統括するとともに、取締役または執行役員を委員長とし、関係部門の担当者も参加するコンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、非常時対策委員会などの委員会を設置し、各部門のリスクを継続して管理する体制を構築しております。

(2) 経営管理部は、各委員会と連携し、主体となり、規程の整備と検証・見直しを図ります。

(3) 当社は、代表取締役が直属する部門として内部監査室を設置し、内部監査担当者が監査役及び会計監査人並びに顧問弁護士のほか、各委員会などとも連携のうえ、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目の適切さを確認し、必要に応じてこれらの改定を行っております。

(4) 内部監査室の監査により、法令・定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び監査役会に通報される体制を構築しております。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、執行役員制度を導入しており、変化の激しい経営環境に対応するため取締役が執行役員を兼務し、経営及び業務執行のスピードアップを図る体制を構築しております。また、迅速緊密な情報共有を図るため常勤取締役及び常勤執行役員で組織する経営会議は、毎週1回開催しております。

(2) 当社は、定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定を行っており、各取締役の業務執行状況の監督等を目的に、取締役会には全監査役が参加しております。また取締役の業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

(3) 日常の職務執行に関しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を執行できる体制をとっております。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする企業倫理規程等、コンプライアンス体制に関する規程の整備をするとともに、役職員への教育を実施し、コンプライアンス意識の維持向上を推進しております。

(2) 当社は、代表取締役社長の直属部門として内部監査室を設置し、監査役及び会計監査人ならびに顧問弁護士のほか、社内各委員会とも連携のうえ、コンプライアンスの状況を定期的に監査しており、これらの活動は、取締役会及び監査役会に報告されております。

(3) 当社は、内部通報規程に基づき、法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室及び常勤監査役を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し運用を行っております。

### 6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループ全体における業務の適正を確保するために、子会社管理規定に従い管理し、業務執行の状況について内部監査室が当社規程に準じて評価及び監査を行います。

(2) 経営管理部を主体とし、子会社に適用する企業倫理規程等、コンプライアンス体制に関する規程の整備・維持・向上を推進しております。

(3) 当社の取締役、監査役または執行役員等を、子会社の取締役または監査役として派遣し、子会社の定例取締役会を原則月1回開催をし、重要事項決定への参画、業務執行状況の監督等を行っております。

### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は、内部監査室内に監査役の職務を補助すべき使用人を配置することとし、人数・その他具体的な内容につきましては、監査役会と相談し、その意見を充分考慮して検討いたします。

### 8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係わる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとし、当該従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要としております。

### 9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 毎月1回開催している当社の定例取締役会には、原則全監査役が同席するため、取締役は、この場にて必要な報告、情報提供を行っております。主な報告・情報提供の内容は以下のとおりです。

- ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・当社の内部統制システムの構築に係わる部門の活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準の変更

(2) 内部監査担当及びその他の使用人は、必要に応じて随時、報告、情報提供を行っております。また内部通報制度により、使用人から常勤監査役へは、いつでも内密に情報提供ができる体制を構築しております。

### 10. その他の監査役が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換の場を設定しております。

(2) 取締役は、法令に基づく事項の他、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。

### 11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社では「社員倫理方針」に則り、全ての役員、正社員、契約社員、準社員ならびに派遣社員等が、法令、社会的規範および社内諸規則等を遵守することはもとより、高い倫理観を持って行動することを基本的な考え方とともに、反社会的勢力に対する具体的な対応方針を定めております。

## V その他

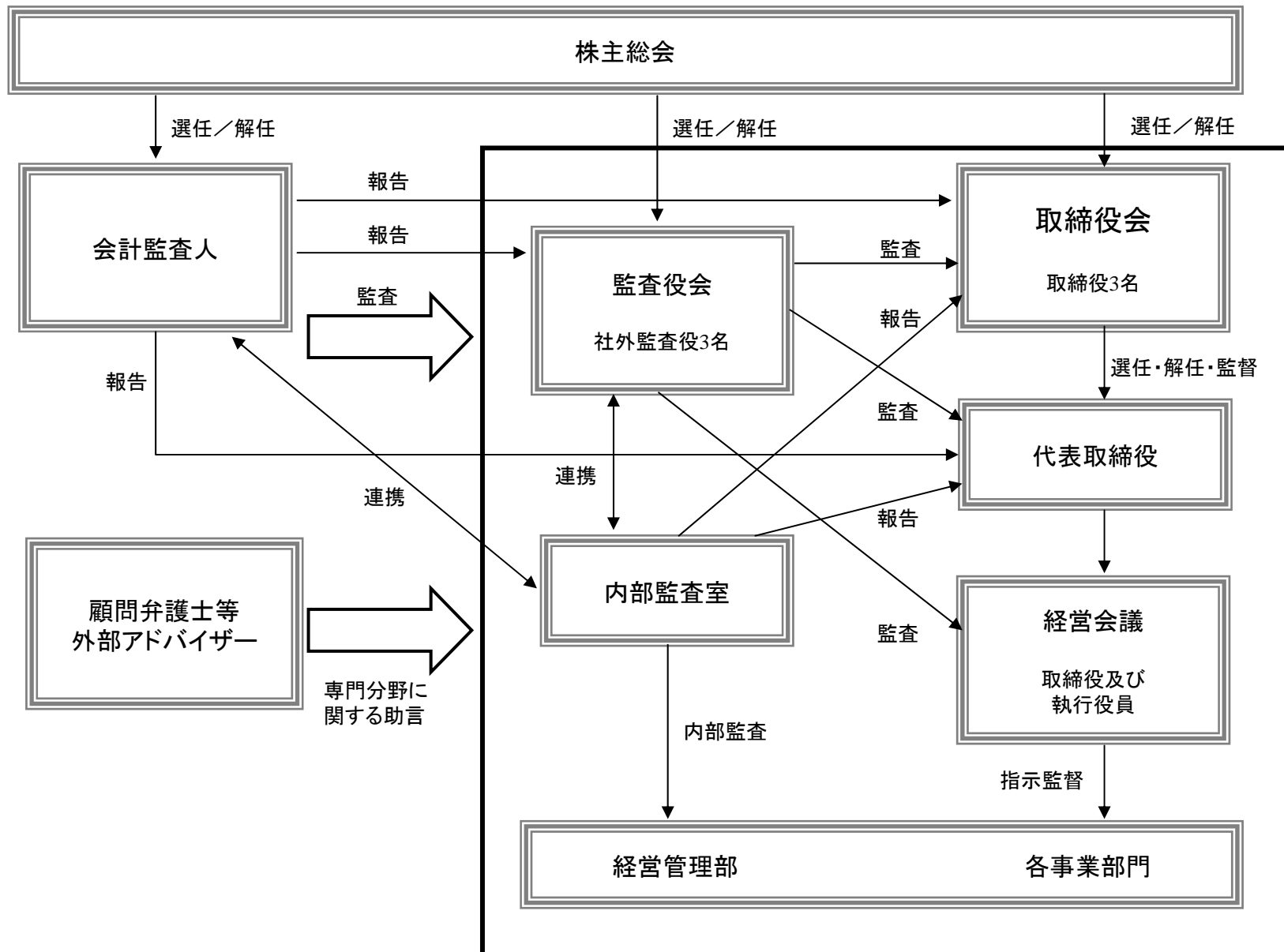
### 1. 買収防衛に関する事項

当社は、現時点では買収防衛策を特に導入しておりません。しかしながら、当社のステークホルダーの利益を守る為に有効であると考えられる買収防衛策については、積極的に導入を検討してまいります。当社は、最も効果的な買収防衛策は、当社のステークホルダーの方々から長期的に応援していただけるような会社運営を行っていくことだと考えております。具体的には、従業員が目標と達成感をもち業務に邁進できる労働環境を構築し、顧客及び取引先の皆様から信頼を得ることを第一に考えた商取引を遂行し、その結果業績を向上させることで株主の皆様からご支持を得られるような経営方針と事業戦略を策定し実践してまいります。

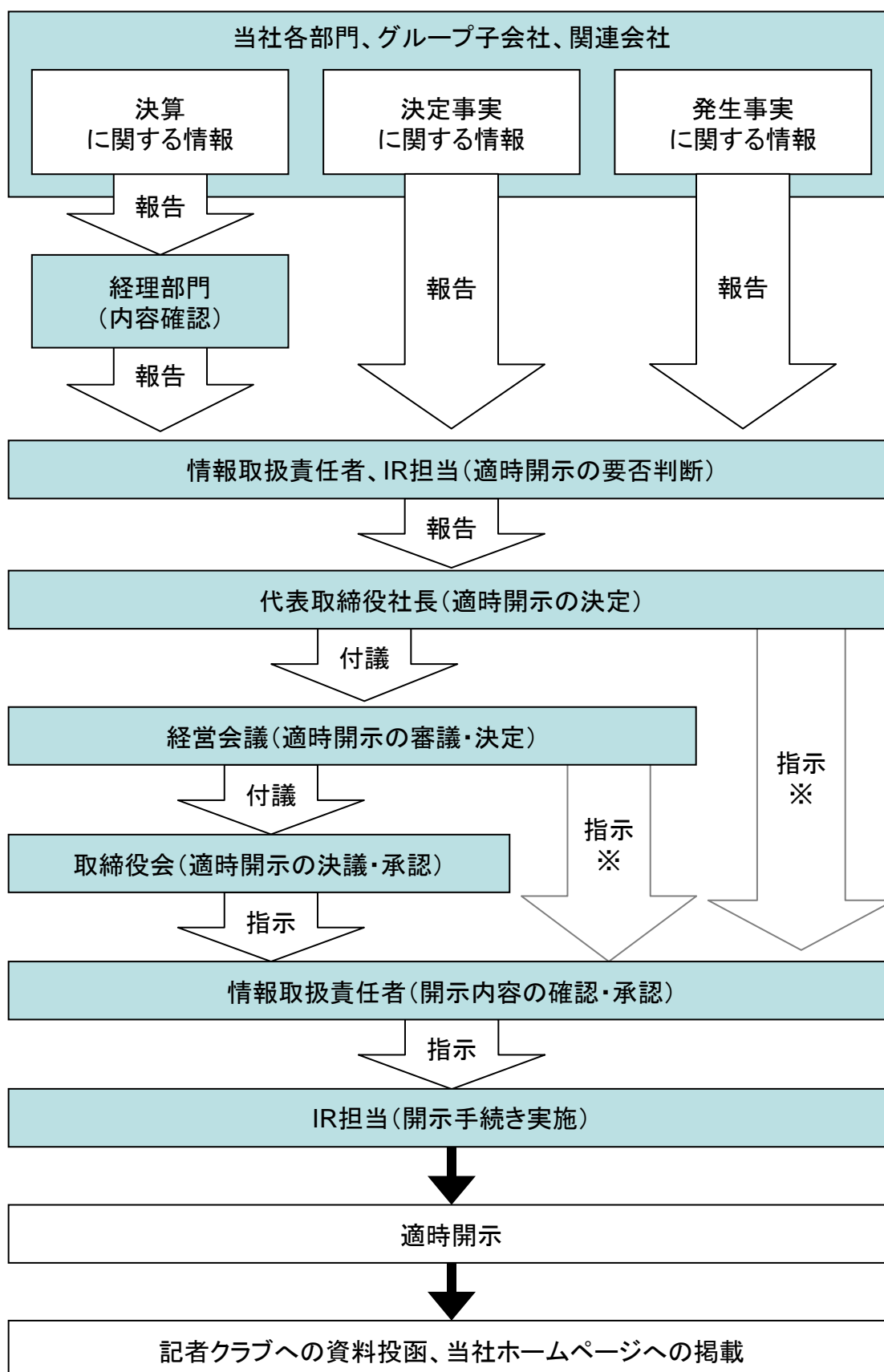
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

【内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要(模式図)】



※決定事実、発生事実については、速やか且つ適切な開示を行うため、取締役会または経営会議を経ずして開示を行う場合があります。